

問は問い合わせ先です

税務課からのお知らせ

■個人住民税を改正しました
 地方税法および市税条例などの改正により、次のとおり個人住民税を見直しました。

①定率減税の縮減

現在は、税額の15%（4万円を限度）を控除している定率減税について税額の7.5%（2万円を限度）を控除するように縮減されます。

なお、所得税については、税額の20%（25万円を限度）から税額の10%（12万5千円を限度）に控除が縮減されます。

②65歳以上の方の非課税限度額の廃止

65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方については、均等割と所得割がともに非課税とされていましたが、非課税措置が廃止になります。

なお、年齢に関係なく所得割、均等割ともに非課税限度額がありますので、一定の所得以下の方に

ついては、従来どおり課税されません。（たとえば、65歳以上の方で収入が公的年金収入のみで155万円以下の単身の方については、住民税はかかりません。）

①、②ともに平成18年度分から適用となりますが、②については、平成18年度分は税額の1/3を、平成19年度分は税額の2/3をそれぞれ課税し、平成20年度から全額課税することとし、段階的に廃止することになります。

■国民健康保険税の2割軽減の申請について

国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額（一人当たりの額）および平等割額（一世帯当たりの額）、の合計額が一年間に納める税額になります。そのうち、均等割額と平等割額が軽減の対象となります。

軽減基準は、次のとおりです。

軽減の基準

軽減割合	国の示す軽減基準額など	申請
7割軽減	納税義務者及び国保加入者の前年中の合計所得額が33万円以下	申請不要
5割軽減	納税義務者及び国保加入者の前年中の合計所得額が33万円＋(24万5千円×納税義務者を除く被保険者数)以下	申請不要
2割軽減	納税義務者及び国保加入者の前年中の合計所得額が33万円＋(35万円×被保険者数)以下	申請必要

●2割軽減は申請が必要ですが、これまでもどおり申請は不要です。

●申請受付期間（期間厳守）
 7月15日（金）～8月1日（月）
 8時30分～17時15分
 ※土・日・祝日を除く

◎税務課 ☎22-1313

衛生センターからのお願い

①分別徹底のお願い
 現在一般家庭のごみは、資源ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び燃やせるごみの4つに分類され、また資源ごみは、紙資源、缶、プラスチック類、ビン類及びペットボトルに分けられています。ごみ処理施設で焼却後の灰に、いろいろなごみが混在しています。



右の写真は、燃やせるごみを焼却した後の灰に混在していた不燃物で、缶類や燃やせないごみが多量含まれています。

このような状況では、埋め立てする最終処分場はたちまち一杯になり、新たに最終処分場を造らなければならなくなり、そのために膨大な費用がかかります。また、ごみ処理量が多いと多額

のお金がかかり、焼却施設の故障の原因になるなどの問題が出てきます。

このような問題を解決するには、なお一層の分別にご協力していただく必要があります。

②家電製品のコード切断のお願い
 みなさんが燃やせないごみとして燃やせないごみ袋に入れて集積所に出しているホットプレート、ラジカセ、ワープロなどの家電製品または、粗大ごみとして仙南リサイクルセンターに持ち込む電子ピアノ、電子レンジなどの家電製品は、コードを切断しないと左の写真のように処理施設の機器に絡まり、施設運転の妨げになるだけでなく、最後には、処理経費の増大を招きます。



家電製品のコードは30cm以下に切断し、燃やせないごみとして集積所へ出すか、仙南リサイクルセンターへ持ち込まれますようお願いいたします（左写真参照）。



③衛生センターからのお知らせ
 仙南リサイクルセンターでは、一般家庭のごみのうち、資源ごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみの一般搬入・許可業者及び委託業者の受け入れのため、月曜日から金曜日までのうちで、祝日となる日（12月29日から翌年の1月3日までの期間を除きます。）の午前8時30分から午後4時30分までの時間及び毎月第3土曜日の午前中に搬入の受け入れをしておりますので、ご利用ください。

◎仙南広域行政事務組合業務課
 ☎0224-52-2870

児童手当から

■児童手当現況届の提出を忘れていませんか？
 児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。

この現況届を提出しないと、引き続き児童手当を受けられなくなります。まだ提出していない方は、大至急、子ども家庭課の窓口で手続きしてください。

※該当する方には、6月中旬ごろ現況届用紙を送付していますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

◎子ども家庭課 ☎22-1363

夏の軽装「クールビズ」省エネ対策

市では、7月1日から9月30日までの間、環境への負担軽減につながることを願い、庁舎内の冷房温度を28℃を下回らないようにし、省エネルギーに配慮してまいります。

このため、事務能率の向上を目的に、上着を脱ぎ、ネクタイをはずすなどの軽装で勤務することといたしました。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎総務部総務課 ☎22-1331

「存知ですか？」国民年金のこんな制度…

「免除制度」・「若年者納付猶予制度」があります。

自営業者、農林漁業者、国民年金の第1号被保険者（会社を離職した方も含む）の方が、所得の減少や失業などで経済的に保険料を納めることが難しい場合、「免除制度」と「若年者納付猶予制度」（30歳未満の方が対象）があります。

■手続きに必要なもの
 ①年金手帳または、年金基礎番号の分かるもの（年金の納付書など）
 ②印鑑
 ③平成17年1月2日以降に転入された場合は、前年の所得を証明するもの（前住所の市町村から所得証明を取るなど）
 ④失業等や離職して、現在職をさがしている場合は、次の書類が必要です。

- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・雇用保険被保険者離職票の写し
- ・離職者支援資金貸付制度による貸付金の貸付決定通知書の写し

※③・④は、公的機関の証明書
 ◎社会保険事務局大河原事務所
 ☎0224-51-3111
 市民課 ☎22-1312

ハウスのイベント



家屋のリフォームのトラブル

高齢者へ次々販売

先日、新聞に「認知症の姉妹にリフォームの次々販売で5、000万円の荒稼ぎをした。」という記事が載っていました。子供たちは成長と同時に実家を離れて生活するため、実家には高齢の両親だけが生活するようになり、そのため家の建て替えをせず、古いままですと、悪質な販売員のカモになってしまふことがあります。「地震が来たら心配でしょう。」「床下を点検してあげましょう。」「屋根、下水を見てあげましょう。」と親切に話しかけ、その後高額な契約をさせられてしまったり、家族の不在時に「認知症」の方と契約することもあります。トラブルが起らないよう、次の事例を挙げてみましょう。

◆アドバイス

- ①訪問販売でも①御用聞き販売、
- ②過去1年間に1回以上取引のあった顧客に対しての販売、
- ③過去1年間に2回以上の取引がある継続的取引関係がある顧客に対しての販売、
- ④事業所の管理者の許可を得た販売については、日常生活に支障はないので規制対象外です。今回の事例は③に該当するよう見えますが、日常生活の中で支障がなく定着しているとは思えません。母親の利益を損なうとみられますので、クーリング・オフが可能です。書面で解約通知を簡易書留で出し、その場合必ずコピーを取っておきましょう。

また、高齢の両親などと離れて暮らしている方は、時々訪問して変わったことがないかどうか確認しましょう。

◎いきいきプラザ消費生活相談室
 ☎22207833
 （相談日 月・金9時～16時）